

工事例

対象となる主な工事

- 屋根・外壁・雨どいの改修・塗装
- 内装の張り替え、バリアフリー改修、天井・床・壁の断熱・防音工事
- キッチン・浴室・トイレの改修、給湯器の交換
- 建具・窓の取り替え、ふすま・障子の張り替え、畳の取り替え
- 住居の一部増改築
※建築確認が必要な場合があります

対象とならない主な工事

- 店舗・事務所・賃貸住宅・物置・カーポートなどの住居部分以外の工事
- 合併浄化槽の設置、移転補償費の対象となる工事、火災などの被災で保険金給付を受けている工事など
- 家電製品などの購入、外構・造園工事、防蟻・防虫の薬剤散布、インターネット工事、ハウスクリーニング、工事に係る書類・図面などの作成、単独の住宅の解体工事など

助成金額
助成金額は対象経費の30%で、上限額は8万円です。
※千円未満は切り捨てです

助成金申請の受け付け
申請には、申請書、工事内容が分かる見積書・図面・写真・施工業者の確認書類などが必要です。詳しくは問い合わせください。
※助成金についてはのりフレット・申請書は、住宅リフォーム窓口(市役所北館2階)にあります。市ホームページからダウンロードもできます
※郵送での申請はできません
期間 5月23日(月)から6月17日(金)まで
※土・日曜日は除きます
時間 午前9時～午後4時
※正午から午後1時までは除きます

事前相談を受け付けます
助成の対象・申請手続きに関する事前の相談や申請書類の確認などを受け付けます。
期間 4月25日(月)から5月20日(金)まで
※土・日・祝日は除きます
時間 午前9時～午後4時
※正午から午後1時までは除きます
会場 住宅リフォーム窓口(市役所北館2階)



▲市ホームページはこちら

住宅リフォーム工事の費用を助成

居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、市内の施工業者に依頼して行う住宅リフォーム工事の費用の一部を助成します。

問い合わせ

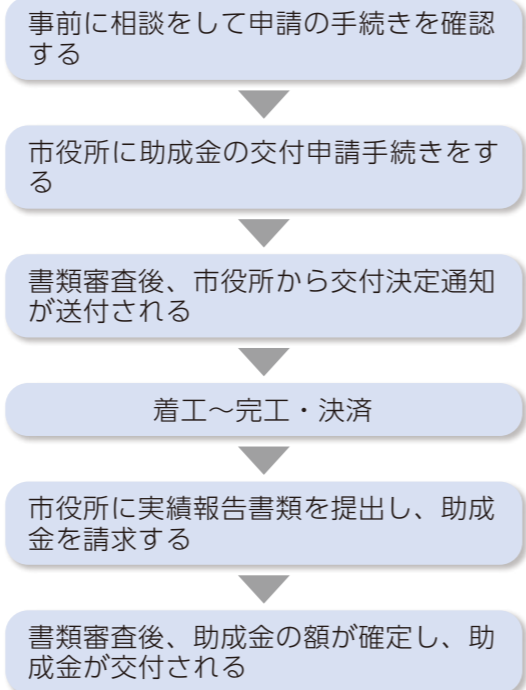
住宅リフォーム窓口 ☎(23)7381
商工労働課 ☎(27)2754

助成の対象者・住宅・工事

- 各要件にいずれも全て該当することが必要です。
- **【申請できる人】**
対象住宅を所有している18歳以上の個人
● 令和4年4月1日現在、市内に住民登録がある人
● 市税の滞納がない人
● 令和3年中の合計所得金額が700万円以下の人
● 令和2年度・3年度にこの助成を受けていない人

※住宅を共有している場合などは、他にも要件があります
【対象となる住宅】
● 申請する人が所有・居住している市内の住宅
● 平成24年以前に建築された住宅
● 令和2年度・3年度にこの助成を受けていない住宅
※併用住宅は住居部分、マンションなどの集合住宅は専有部分が対象です
【対象となる工事】
● 市内に事務所などがある法人または市内に住所がある個人事業主に依頼して行う工事

手続きの流れ



中小企業・勤労者の融資制度を知っていますか

市では金融機関などと提携し、中小企業や勤労者向けに下表のとおり融資制度を設けています。市が融資の利率や期間を定めて融資原資の一部を金融機関などに預けることで、金融機関などが資金を低利(固定金利)で融資します。申し込みの際には金融機関などによる審査があります。申し込み期間内でも、融資枠を超えた場合は申し込みを締め切ります。

問い合わせ 商工労働課 ☎(27)2755 または市内の金融機関など

市ホームページで新型コロナウイルス感染症関連の企業支援情報を掲載中

新型コロナウイルスの感染拡大に関連して国や県が実施する、企業への経済支援や融資制度などの情報を市ホームページに掲載しています。



市ホームページ

中小企業活性化資金を利用して起業してみませんか

中小企業向けの融資は、1年以上継続して事業を営んでいる企業が対象ですが、中小企業活性化資金に限り、これから創業を考えている人も利用できます。ぜひ活用してください。

中小企業向けの融資制度

対象 次の全ての条件を満たす中小企業

- 中小企業信用保険法で定める特定中小企業者
- 市内に主たる事業活動を行う店舗、工場または事務所を登記している中小企業または市内に1年以上居住している個人
- 1年以上継続して同一事業を営んでいる
※中小企業活性化資金に申し込む創業者を除きます
- 市税を完納している

資金名	資金の使い道	融資限度額	融資期間	融資利率	申込期間
小口資金(特別小口)	①運転資金 ②設備資金	1企業者 1,250万円 (特別小口 1,250万円)	①6年以内 ②8年以内 ※うち措置期間6カ月以内	年利1.8%以内 ※2年以内に償還する場合は1.7%以内	令和5年 3月10日(金)まで
中小企業活性化資金	①運転資金 ②設備資金	①1,500万円 ②3,000万円	①6年以内 ②8年以内 ※新築・増改築の場合は10年以内 ※うち措置期間1年以内	①年利1.7%以内 ※前年比5%以上の売上減の場合は1.5%以内 ②年利1.7%以内 ※①②ともに信用保証協会の保証付の場合は0.4%下げ	令和5年 2月10日(金)まで
季節資金 ①夏季 ②年末	運転資金	1,000万円	6カ月以内	年利1.5%以内 ※信用保証協会の保証付の場合は0.4%下げ	①6月1日(水)から8月31日(水)まで ②11月1日(火)から令和5年1月31日(火)まで

※小口資金、中小企業活性化資金を利用して車両を購入する場合は、3ナンバー(普通自動車)、5・7ナンバー(小型乗用車)の車両は購入できません

勤労者向けの融資制度

対象

- 勤労者住宅資金＝市内に在住または在勤で、同一事業所に1年以上継続して勤務している勤労者
- 勤労者生活資金＝市内に在住の勤労者

資金名	資金の使い道	融資限度額	融資期間	融資利率	申込期間
勤労者住宅資金	市内での住宅の新築・増築・改築、新築住宅購入(改装は対象外)、土地購入(3年以内に住宅を建設できる人)	2,000万円	20年以内 ※返済の最終年は満65歳まで	年利2.0%以内	12月16日(金)まで
勤労者生活資金	医療、出産、冠婚葬祭、教育、耐久消費財購入、交通事故処理、災害復旧、不況による給料遅延の生活費、育児・介護休業期間中における生活費	1世帯300万円	5年以内 ※育児・介護休業の融資は据置期間1年を加算できる	年利2.0%以内	令和5年 2月17日(金)まで

※勤労者生活資金は、アイオー信用金庫・桐生信用金庫・あかぎ信用組合・ぐんまみらい信用組合・中央労働金庫・佐波伊勢崎農業協同組合に申し込んでください